【改正】厚生労働省「令和6年4月1日から適用される職業紹介事業の業務運営要領」が公開されました。

主な変更点は次の通りです。<u>**下線の部分**</u>が追加されています。

・改正職業安定法施行規則の施行によるもの

１　第９　職業紹介事業の運営

２　労働条件等の明示に関する事項（法第５条の３）【要領１０１ページ】

（１）労働条件等の明示の内容

イ　労働者が従事すべき業務の内容に関する事項<u>**（従事すべき業務の内容の変更の範囲を含む。）**</u>

ロ　労働契約の期間に関する事項<u>**（期間の定めの有無、期間の定めがあるときはその期間）**</u>

ハ　試みの試用期間（以下「試用期間」という。）に関する事項（試用期間の有無、試用期間があるときはその期間）

ニ　有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項<u>**（通算契約期間（労働契約法（平成１９年法律第１２８号）第１８条第１項に規定する通算契約期間をいう。）又は有期労働契約の更新回数に上限の定めがある場合には当該上限を含む。）**</u>

ホ　就業の場所に関する事項<u>**（就業の場所の変更の範囲を含む。）**</u>

・事業許可証等の掲示について

２　第９　職業紹介事業の運営

８　その他【要領１２７ページ】

（８）その他

イ　（略）

ロ　（略）

ハ　<u>**職業紹介事業者は、許可証を、その事業所内の一般の閲覧に便利な場所への掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により、公開しなければならないこと。なお、掲示によって公開しない場合においても、許可証を事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があったときは提示しなければならないこと。**</u>

許可証の掲示の義務については、インターネットの利用その他の適切な方法により、公開できるようになりましたが、掲示によって公開しない場合でも、許可証を事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があったときは提示しなければならないとされているため、注意が必要。

厚生労働省

<u>「令和6年4月1日から適用される職業紹介事業の業務運営要領」掲載ページ</u>

2024 年 4 月 2 日